



さいたま市立春野中学校 いじめ防止基本方針



令和7年4月改訂

令和7年度 さいたま市立春野中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

本校は、学校教育目標を「明るく 豊かに たくましく」と掲げ、日々の学校生活において、生徒一人ひとりが学ぶ喜びを味わい、生きる喜びを感じる **ことができる** 学校を目指して、生徒一人ひとりを大切にし、大いに語り合い、**教職員は、生徒理解**に努め、夢・希望をはぐくむ教育を展開する学校を目指している。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識の下、本校の生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめを生まない環境づくり」と「いじめをしない態度や能力を身に付ける」とともに、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立春野中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 本校生徒と教職員は、「いじめは絶対に許されないこと」という共通認識をもち、暴言、暴力、いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 生徒一人ひとりの自己存在感を高め、様々な場面で自己決定の場を与え、育成した非認知能力を発揮する場において、「自己肯定感」、「自立・自律→(じりつ)」、「合意形成させる力」を育成する。
- 3 いじめの早期発見・早期対応のために、教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的に組織的・実効的な取組を行う。
- 4 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応を行う。
- 5 いじめを発見したり、いじめの疑いのある相談を受けたりした場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会（臨時）に当該情報を報告し、組織的に対応する。
- 6 いじめられている生徒を絶対に最後まで守り抜くとともに、いじめる生徒に対して、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導する。また、いじめる生徒が抱える問題を解決するために、関係・専門機関との連携を図り、心理や福祉等の専門性を生かした支援を継続的に行う。
- 7 いじめの問題について、学校だけでなく、生徒に関係するすべての大人（保護者・地域・関係機関）が連携を深める。
- 8 生徒・保護者・教職員・地域で教育環境を整える。
- 9 いじめや差別は決してしません（春野中学校 生徒会憲章）。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

(2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、生徒会担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、PTA副会長、学校運営協議会委員、主任児童委員、民生委員、警察関係者、児童相談所

※必要に応じて、スクールソーシャルワーカーなど構成員以外の関係者を招集し対応する。

(3) 役割

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

・いじめの早期発見のため、いじめ相談・通報を受ける窓口となる。

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。

・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

(4) 開催

ア 定例会（1、2学期終業式後開催）

- イ 校内委員会（毎週木曜日開催）※生徒指導委員会等と兼ねて開催
- ウ 臨時いじめ対策委員会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(5) 内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策生徒委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会長、生徒会副会長、生徒会書記、生徒会会計、生徒会幹事
各専門委員会委員長8名
- (3) 開催：定例会（各学期1回程度）
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。
 - エ いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や各部活動の部長、学級委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 生徒との信頼関係を築く

- 日頃からの生徒一人ひとりとの関わりを大切にし、相談しやすい環境をつくる。
- いじめ等の「悪」の行為を見かけたら、すぐに教職員に報告できる生徒を育てる。また、そのような集団づくりに努める。

2 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

- (2) 道徳の時間を通して
- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- 3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して
- 生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - 校長等による講話
 - 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- 4 「人間関係プログラム」を通して
- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
- 学期初めに、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
 - 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 直接体験の場や機会を通して
- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。
- 5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
- 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
 - 授業の実施：1, 2学年は1学期の早い時期に実施。3学年は2学期に実施。
- 6 メディアリテラシー教育を通して
- 保護者への情報提供・協力依頼
スマホやタブレット等の使用、SNSの利用等については、学校で管理監視できない部分であるため、保護者との連携を行う。
 - 学級活動や学年集会等において、学年学級の実態に応じた指導を適宜行う。
 - 「**スマホ・タブレット安全教室**」の実施：**年間1回以上**
- 7 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して
- 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりす

ることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

○ 実施時期：3 学年 2 学期

8 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底、「おはようメーター」の確認 等
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き隣と机が離れている 等
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け当番を押し付けられる 等
- (5) 部活動：部活動を無断で休む、ペア・グループにならない、雑用をやらされている 等
- (6) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 : 4月・9月・1月
簡易アンケートの実施 : 7月・12月・3月
- (2) アンケート結果 : 学年・学校全体で情報共有を図る。
- (3) アンケートの結果活用 : アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。面談した生徒について、記録をとり保存し学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月のいじめに係る状況の報告

- (1) 校内委員会を毎週実施し、疑いを含めたいじめの認知に努め、毎月のいじめに係る状況を報告する。
- (2) 疑いを含めたいじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間の実施

- (1) 年1回 三者面談に期間に合わせて、教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
①さわやか相談室だよりの発行 ②さわやか教育相談の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 : 11月
- (2) アンケート結果の活用 : 学年、学校全体で共有し、アンケート結果に応じて保護者、生

徒と面談を行う。

6 地域からの情報収集

(1) 主任児童委員・民生委員：学校民生委員連絡協議会での情報交換（年1回）

(2) 主任児童委員：生徒に関する連絡会での情報交換

(3) 学校運営協議会委員：学校運営協議会等での情報交換（年3回）

7 生徒からの情報収集

VII いじめの対応

学校の教職員がいじめやいじめの疑いがあるような行為を発見し、又は相談を受けたら、速やかに、学校いじめ対策委員会に報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、…情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、…校長を補佐し、情報の集約のための会議を主催する。
状況によっては、いじめられた生徒の安全の確保やいじめた生徒の指導にあたる。
校長に報告し、関係各機関との調整を図る。
- 教務主任は、…校長、教頭を補佐し、情報の集約のための資料作成を行う。
状況によっては、いじめられた生徒の安全の確保やいじめた生徒の指導にあたる。校長・教頭に報告する。
- 担任は、…事実の確認のため情報収集を行う。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
保護者との連絡・連携・面談をする。校長・教頭に報告する。
- 学年担当は、…担任と連携を図りながら、事実確認のための情報収集と指導にあたる。
- 学年主任は、…担当する学年の生徒の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長・教頭に報告する。時系列に従い、記録する。
- 生徒指導主任は、…生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、…生徒の心に寄り添い、いじめられた生徒等の安全の確保を行う。
該当学年と特別支援教育コーディネーター・さわやか相談員・スクールカウンセラーとの連絡・調整を図る。
問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 特別支援教育コーディネーターは、…
問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
- 養護教諭は、…生徒の心に寄り添い、他の教職員と連携して支援を行う。

- 部活動の顧問は、…**該当学年へ報告するとともに**担任、学年と連携を図りながら情報収集にあたる。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきてくれた生徒の安全を確保する。校長・教頭に報告する。
- さわやか相談員は、…生徒の心に寄り添い、**他の教職員**と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、…専門的な対場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、…家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、…いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（**最終改定 平成29年3月**、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（**令和6年8月改訂版** 文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針 **改訂 令和元年7月**」及び「いじめに係る対応の手引き **令和6年4月改訂**」等に基づいた対処を確実にを行う。

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底・・・年度当初に共通理解を図る。
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証・・・学校評価との関連を図りながら進める。

2 校内研修

(1) 学校課題研修

「ワクワクする学びの場面づくりとは ～個別最適・協働から自立へ～」
生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定する場面を設定する等、いじめの未然防止を図る。

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

夏季休業中、事例研修など生徒理解・対応に係る研修を進め教職員の資質向上を図る。

生徒たちが安全・安心に生活できる学校づくりのために、全教職員への「生活のきまり」の周知徹底と共通認識の向上を図り、軸のぶれない指導を行う。

(3) 情報モラル研修

加速度的に進む情報社会に対応するため、インターネット環境の実態や問題点、生徒たちへの影響や関わりについての理解を深め、対応力を養うとともに、教職員自身がモラルを身に付ける。

(4) 特別支援教育、国際教育、人権教育の充実に向けた校内研修の実施

発達障害や教職員の人権感覚を高めるとともに、生徒の人権感覚をはぐくむ指導方法の研究を行う。

Ⅹ PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを機能させる。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

○検証を行う期間：1学期、学年末とする。

※状況に応じて2学期も行う。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

(1) 「取組評価アンケート」の実施時期：7月、12月、3月とする。

(2) いじめ対策委員会の開催時期：7月、12月とする。

(3) 校内研修等の開催時期：適宜設定し、開催する

※朱字が昨年度との変更点です。

令和7年4月1日現在